



資料編

1 策定体制

(1) 豊中市障害者施策推進協議会

① 豊中市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	牧里 每治	関西学院大学 名誉教授	会長
	須戸 裕治	豊中商工会議所 副会頭	
	浦 耕太郎	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会 副議長	
	澤 滋	豊中精神保健福祉協議会 理事	
	飯尾 雅彦	豊中市医師会 会長	
	星名 拓治	豊中市歯科医師会 副会長	
	六車 浩司	豊中市薬剤師会 常務理事	
	大谷 悟	大阪体育大学健康福祉学部健康福祉学科 元教授	
障害者・障害者の福祉に関する事業に従事する者	中村 和光	豊中市身体障害者福祉会	
	井上 吉彦	国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議 事務局員	
	岡田 淳	豊中精神障害者当事者会HOTTO 代表	
	三宮 啓司	障害児者を守る豊中連絡協議会	
	荒木 龍三	豊中市発達障害者の家族の会（一步の会）	
	湯川 英典	豊中難病患者連絡会 代表	
	星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会 会長	副会長
	長永 幸子	豊中市精神障害者家族会ゆたか会 会長	
	上田 哲郎	豊中市障害者自立支援協議会 会長	
市民	檜山 知佳子	公募委員	
	中田 泰博	公募委員	
行政	藤井 直哉	池田公共職業安定所 所長	

(令和3年(2021年)2月現在)

② 豊中市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、豊中市に障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項第4号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 第2項第1号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、第2項第4号の委員を除き、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 協議会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年4月1日条例第13号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定(「第30条第3項」を「第30条第4項」に、「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。)、第2条の改正規定及び次項の規定の施行期日は、市規則で定める。〔平成6年5月規則第20号により、平成6年6月1日から施行〕

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成14年4月1日条例第13号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月13日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第22号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行する。

③ 豊中市障害者施策推進協議会規則

第1条 この規則は、豊中市障害者施策推進協議会条例(昭和47年豊中市条例第36号)第5条の規定に基づき、豊中市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 協議会が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

第4条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、協議会又は部会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第5条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行なう。

附 則(昭和51年5月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年5月2日規則第19号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年5月1日規則第21号抄)

1 この規則は、平成3年5月7日から施行する。

附 則(平成6年5月30日規則第21号)

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則(平成15年4月1日規則第11号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月15日規則第4号抄)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日規則第126号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規則第20号抄)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日規則第33号抄)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 豊中市障害者自立支援協議会

○ 豊中市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議として、障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地域における相談支援事業をはじめとする障害者の地域生活支援システムの整備を図ることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 全体会議
- (2) 運営会議
- (3) 専門部会及びワーキング会議

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 生涯を通じた一貫した支援のあり方に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (6) 障害福祉サービス事業者の育成とサービスの質の向上に関すること。
- (7) 障害福祉計画の策定及び進捗状況に関すること。
- (8) 課題別専門部会等の設置、運営に関すること。
- (9) その他、障害者の地域生活支援に関すること。

(全体会議)

第4条 全体会議は、前条各号に掲げる事項に係る課題や施策提案等について、運営会議及び各専門部会から報告、提案等を受け、その内容を検討及び協議を行い、その結果を豊中市障害者施策推進協議会（豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）により設置する協議会をいう。）に対して報告するとともに施策の提案を行う。

2 全体会議は、運営会議及び専門部会等に対して、必要な指示を行うことができる。

(全体会議の会長及び副会長)

第5条 全体会議には会長及び副会長を置き、会長は市が障害者相談支援事業を委託している基本相談支援を行う指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者から互選によって定め、副会長は会長が指名により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(全体会議の委員)

第6条 全体会議の委員は、別表1に定める障害者支援に見識のある者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会議の運営)

第8条 全体会議は、会長が招集する。

2 全体会議は、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議)

第10条 運営会議は、専門部会及び障害福祉サービス事業者連絡会等からの報告、提案等について整理及び協議を行い、全体会議等の運営について必要な調整等を行う。

2 運営会議は、別表2に定める委員をもって構成する。

3 運営会議は、前5条の規定を準用する。

(専門部会及びワーキング会議)

第11条 専門部会及びワーキング会議(以下、「専門部会等」という。)は、第3条に規定する事項について専門的に調査研究及び事業等を企画実施し、その結果を全体会議に対し報告及び提案を行う。

2 専門部会等の設置は、全体会議が承認し、その運営について必要な事項は運営会議にて定める。

3 専門部会等は、別表3に定める委員をもって構成する。

4 専門部会等には、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 専門部会等は、第6条から第9条までの規定を準用する。

(秘密の保持)

第12条 第2条各号に定める協議会の関係者は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第13条 事務局は、自立支援協議会会長・副会長・基幹相談支援センター・行政で構成する。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月17日から施行する。

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年11月26日から実施する。

この要綱は、平成28年7月26日から実施する

この要綱は、平成31年4月1日から実施する

別表1 (豊中市障害者自立支援協議会構成委員名簿) の概要

基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、当事者及び家族、別表3に定める専門部会長、各種障害福祉サービス事業者連絡会代表、就労支援機関、地域福祉組織、行政職員(障害福祉課、高齢福祉、雇用・就労・保育・教育・療育・保健)

別表2（豊中市障害者自立支援協議会運営会議構成委員名簿）の概要

豊中市障害者自立支援協議会会長・副会長、別表3に定める専門部会長、各種福祉サービス事業者連絡会代表、基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

別表3（豊中市障害者自立支援協議会専門部会構成委員名簿）の概要

地域課題検討部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

地域包括ケアシステム推進部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

② 計画の策定経過

年	月 日	策 定 経 過
令和元年 (2019年)	6月25日	豊中市障害者施策推進協議会（令和元年度(2019年度)第1回） ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定について（諮問） ・次期計画策定のための市民意識調査について
	8月	計画策定のためのアンケート調査の実施 ・調査対象3,850件、有効回答数2,080件
	11月28日	豊中市こども審議会（令和元年度(2019年度)第3回） ・第2期障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査の中間報告について
	12月13日	豊中市障害者施策推進協議会（令和元年度(2019年度)第3回） ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査の中間報告について
令和2年 (2020年)	5月	豊中市障害者施策推進協議会（令和2年度(2020年度)第1回） 【中止のため資料送付】 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書について
	6月	障害者関係団体（10団体）へのヒアリング調査の実施
	8月	豊中市医療的ケア児等実態把握調査の実施 ・調査対象119件 有効回答数57件
	8月19日	豊中市障害者施策推進協議会（令和2年度(2020年度)第2回） ・『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』の骨子案について
	9月8日	豊中市こども審議会（令和2年度(2020年度)第2回） ・第2期障害児福祉計画（案）について（報告）
	11月6日	豊中市障害者自立支援協議会 全体会議（臨時） ・『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』（素案）について
	11月25日	豊中市障害者施策推進協議会（令和2年度(2020年度)第3回） ・『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』（素案）について
	12月23日	豊中市障害者施策推進協議会から計画（素案）の答申
令和3年 (2021年)	1月6日 ～26日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	2月初旬	パブリックコメントの実施結果・大阪府との事前協議を受けた最終調整
	2月	『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』策定